

## 第 5 節 個 別 的 労 使 紛 争

### 1 労働相談

#### 概 況

平成13年4月より、県民から労働問題に関する相談があった場合は、事務局職員が、判例等の情報提供や助言、適切な機関の紹介などを行っている。

平成25年度に取り扱った労働相談の件数は、225件で相談開始以来、過去最多となった。そのうち、労働者からの相談が220件、使用者からの相談が5件で、相談内容では「その他」を除くと、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが36件で最も多く、次いで「賃金未払い」に関するものが25件であった。企業規模別では、30人未満の企業が多

**第 1 表 労働相談件数の推移**

年 度	15年度 まで	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
相談件数	207	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225

**第 2 表 労働相談件数**

企業規模 相談内容	計		30人未満		30～99人		100～299人		300人以上		不明	
	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
経営又は人事	51	51	14	3	9	6	19					
ア 解雇（エ①の懲戒解雇は除く）	14	14	5	1	2	2	4					
① 整理解雇												
② 普通解雇	6	6	1	1	1	1	2					
③ 退職強要	5	5	4				1					
④ 契約更新拒否、雇止め	3	3			1	1	1					
イ 配置転換、出向・転籍	9	9			4	3	2					
ウ 復職	1	1			1							
エ 懲戒処分	2	2				1	1					
① 懲戒解雇												
② その他の懲戒処分	2	2				1	1					
オ 退職	22	22	7	2	2		11					
カ 勤務延長、再雇用	1	1	1									
キ その他経営又は人事	2	2	1									
賃金等	46	46	19	3	4	3	17					
ク 賃金未払い	25	25	11	1		1	12					
ケ 賃金増額	1	1	1									
コ 賃金減額	2	2			1		1					
サ 一時金	2	2		1		1						
シ 退職一時金	3	3		1	2							
ス 解雇手当	2	2	2									
セ 休業手当	2	2	1			1						
ソ 諸手当	4	4	1		1		2					
タ その他賃金	5	5	3									
チ 年金（企業年金、厚生年金等）												
労働条件等	47	47	7	7	2	7	24					
ツ 労働契約	11	11	2	3	1	2	3					
テ 労働時間	5	5	1	1			3					
ト 休日・休暇	5	5	1			1	3					
ナ 年次有給休暇	6	6	1	1	1	1	2					
ニ 育児休業・介護休業	1	1					1					
ヌ 時間外労働	3	3				1	2					
ネ 安全・衛生												
ノ 福利厚生制度												
ハ 社会保険	6	6	1	1		1	3					
ヒ 労働保険	5	5	1			1	3					
フ その他の労働条件等	5	5		1			4					
職場の人間関係	38	37	1	10	9	2	6	10	1			
ヘ セクハラ	2	2					2					
ホ パワハラ・嫌がらせ	36	35	1	10	9	2	4	10	1			
その他	43	39	4	12	1	2	2	22	4			
マ その他	43	39	4	12	1	2	2	22	4			
総 計	225	220	5	62	23	19	24	92	5			